

可児市公用車両広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、可児市公用車両（以下「車両」という。）に掲載する有料広告の取扱いに関し、可児市広告掲載取扱要綱（平成18年12月1日施行。）及び可児市広告掲載基準に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置は、車両の側面及び後面とする。

2 掲載する広告の車両への掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルム等又はマグネットシールによるものとし、車体塗装は行わないものとする。

3 前項の特殊フィルム等の材質は、広告掲載期間中における車両からのはく離又は広告撤去に際して車体塗装のはく離が発生しないような材質としなければならない。

4 同条2項のマグネットシールの材質は、広告掲載期間中に車両からはがれ落ちないものとする。なお、マグネットシールは、不測の事態を考慮し、車両1台につき1枚以上の予備を用意するものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載車両、規格、掲載料は、別表1に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として各月の1日から末日までの1か月単位で最長1年とする。

(広告の募集期間)

第5条 募集は、隨時行うものとし、募集の枠数を満たした時点で締め切るものとする。

(申込書等の提出)

第6条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の2か月前の末日（以下「締切日」という。）までに申込書及び原寸広告案（以下「申込書等」という。）を市に提出するものとする。ただし、広告枠の数に空きがある場合は締切日以後であっても申込書等を提出できるものとする。

(掲載の決定)

第7条 市は、申込書等を受理したときは、掲載を希望する月の前月5日（5日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに掲載の可否を決定し、同月10日までに通知書により申込者に通知する。ただし、前条ただし書の規定により申込書等の提出があった場合は、この限りでない。

(広告掲載料の納付)

第8条 第7条の掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告案の審査終了後、広告を掲載する前月20日までに、広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、第7条ただし書の規定により申込書等の提出があった場合は、別に定める期日までに納付するものとする。

2 広告主は、次条第1項の規定による取り下げ又は第10条第1項の規定による取り消し若しくは中止（以下「取下げ等」という。）があった場合においても、第3条に定める広告掲載料の全額を納付するものとする。ただし、広告掲載前に取り下げ等があった場合につ

いでは、第3条に定める広告掲載料に別表2に定める割合を乗じて得た額を納付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げるようとするものは、書面により市に申し出るものとする。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は中止することができるものとする。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) その他広告主又は広告としてふさわしくないと市が認めるとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は中止した場合において、広告主に損害が発生しても、市はその責を負わない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責によらない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、別表3で定めるところにより広告掲載料を返還することができる。

(広告の作成及び提出)

第12条 広告主は、自己の負担において広告を作成し、別途指定する期日までに市に提出するものとする。

2 前項により作成した広告について、広告主は苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月15日から施行する。

別表1（第3条関係）

掲載車両	掲載位置	規格（縦×横） (以内)	広告掲載料1枚（月額・税込）
軽貨物自動車	両側面	45cm×60cm	1,000円 ※2枚まで可
	後面	30cm×45cm	1,000円
小型貨物自動車	両側面	45cm×60cm	1,000円 ※2枚まで可
	後面	30cm×45cm	1,000円

別表2（第8条関係）

取下げ等のあった日	納付する広告掲載料
掲載希望月の前月6日から10日まで	広告掲載料の30%
掲載希望月の前月11日から20日まで	広告掲載料の50%
掲載希望月の前月21日から末日まで	広告掲載料の80%

掲載希望月が複数月にわたるときは、掲載希望月数分の広告掲載料を算定の基礎とする。

別表3（第11条関係）

広告の掲載ができなくなった日	返還する額
掲載開始前	広告掲載料全額
掲載開始日以降	要領第3条の規定による広告掲載料を単価とし、単価に車両が運行できなかつた月数を乗じて得た額。ただし法律による車両点検及び天災、事変その他非常事態が発生した場合を除き、同じ月内で運行できなかつた日数が6日未満の場合は返還しない。

